

## 平成 25 年度 第 6 回市民参加推進会議（会議録概要）

開催日時	平成 26 年 2 月 18 日（火） 午後 3 時 30 分から午後 4 時 55 分まで
開催場所	白井市役所 3 階会議室 2
出席者	委員 吉井信行会長、池川悟副会長、坂野喜隆委員、小林茂委員 林章委員、谷本滋宣委員、土山勝實委員、野崎恒昭委員 事務局 市民活動支援課 川上課長、元田主査補、五十畑主事 欠席者 上坂千昭委員、加藤重雄委員 傍聴者 1 名
議 題	1. 平成 24 年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について 2. 市民参加の実施に関する注意点（手引書）の骨子について
資 料	1. 平成 25 年度第 6 回市民参加推進会議資料 2. 白井市審議会等の設置及び委員の選任に関する要綱

### （会議趣旨）

- 議題 1 として、今年度の答申について既に第 4 回会議において、確認を行っているところであるが、委員の意見を受けて、修正、追加した箇所を赤字で記しているため、内容の最終確認を行った。
- 議題 2 として、第 5 回会議で議論した内容をもとに、市職員に対して市民参加を実施する際に注意する事項のマニュアルを市民活動支援課で策定予定であるが、意見をもとに骨子を作成したので、追加の意見がないかについて、審議会の委員から意見を伺うものである。
- なお、委員の任期は平成 26 年 6 月末までであるが、今回の会議をもって、本年度の市民参加推進会議は終了となる。新年度の委嘱は 7 月以降となるため、3 月上旬の答申をもって市民参加推進会議は実質的に解散し、3 年間の活動は終了する。

### 【開 会】

#### 【会長あいさつ】

- 本日の議題は、それぞれ重い内容であり、我々が取り組んでいた内容の集大成でもある。
- 昨年度 11 月に開催した第 5 回市民参加推進会議の意見を受け、答申案の骨子は出来てはいるが、見直し・付け加え等があればお願いしたい。
- 中身濃く、スピーディーに進行していきたいので、ご協力いただきたい。

### 【議 題】

#### 議題 1 平成 24 年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について

第 5 回会議の意見を基に事務局で作成した答申案について確認を行い、答申 1、答申 2、答申 3 のそれぞれについて修正点・追加点等について審議を行った。

#### 【答申 1 について：主な議論】

- 「答申 1」は、1 が省略され「答申」となっているが、省略せずに、「答申 1」とした方がよい。

- 答申1は、全体を総括した部分であるが、従来の答申から見ても、ずいぶん踏み込んだ記述となっており、良い。

#### 【答申2について：主な議論】

- 木更津へ視察を行い、またいくつかの自治体で実施されている市民討議会の事例を視察、調査したが、白井市には青年会議所などの第三者の公益を迫及する団体といったインフラが整備されていないことから、そのまま白井に取り入れるのは困難である。ただし、困難ではあるが、その精神については取り入れることはできるので、この審議会を通して提言していきたい。
- 答申に際しては、議論をしてきた過程を表現することが大切であると考えており、今の書き方は適切である。他の内容についても3年間の市民参加推進会議での議論の過程を大切にしたい内容・書き方として欲しい。
- 公募委員については、無作為抽出された委員も重要だが、自薦の委員も大切。市民の熱意を汲めるよう公募委員については、無作為抽出と自薦公募のバランスを取るべき。

#### 【答申3：主な議論】

- 答申2と同様に、この3年間の審議にあたっては、市民参加条例の見直しを含めた審議を行ってきた。今回の答申においては、条例について具体的にどのようなようにすべきであるかという記述は行わないが、その経緯を含めた文章を前文に記述するとより、審議の内容がわかると思う。
- 市民参加条例については、今期一度に検討することはできないと思うが、次期委員の任期の中で具体的に検討していただきたいという方向性を更に加えた方が良い。
- この条例では、実施機関として教育委員会は既に含まれているが、教育委員会は、多くの自治体で市民参加の対象としていない場合が多いことから、昨今全国的に教育委員会での市民参加が大きな話題となっている。実施機関の拡大を記述する際に市民が誤解しないように既に取り組んでいる実施機関については、記載しておいた方が良い。
- 内容は問題ないが、p.21 3段落目「なお、今後の」以降の文章が少しわかりにくいので、短文とするなど表現方法を見直した方が良い。

#### 【その他】（事務局提案）

答申に「白井市審議会等の設置及び委員の選任に関する要綱」第4条の要旨を追加することについて

- 市では、委員の選任にあたっては、上記要綱により、基本的に公募による委員を登用しなければならないと規定している。答申案でもその部分を読み取ることはできるが、具体的に記述していないため、職員が遵守できるようその主旨を答申の中を含めたいと考えるがどうか。

#### （委員意見）

- 異議なし。個別の条例の名称は出ていないが、内容は本会議で話し合ってきたことであるため、ぜひ追加していただきたい。

## 議題2 市民参加の実施に関する注意点（手引書）の骨子について

市民参加条例を施行以降、市では様々な事業において市民参加を行ってきた。最近では複数の市民参加の方法を取り入れるようになってきたが、昨年度答申のとおり、市民参加のやり方が丁寧でなく適切とはいえない事例も見受けられるようになった。

昨年度答申では「市民参加の質」という表現を用いたが、「質」という言葉では、いろいろな解釈ができることから、注意点という形で、わかりやすく、誤解のないようなものとしていきたい。

なお、職員への周知方法については、要綱では難しくなってしまうので、手引書として作成し、全職員に通知することで、職員が市民参加を進めていく上でのマニュアルとしていきたい。

前回会議であった意見を骨子としてまとめたので、意見をいただきたい。

### 【主な議論】

- 職員へのセミナーの手引きという認識で良いか。  
→そのとおりである。まとめ次第、庁内 LAN を利用して職員に配布をしていきたい。
- 職員対象と言うことだが、外部に公開することもありうる。その際に、「充て職」という表現は分かりにくいのではないか。  
→「各種団体を代表する」「選出母体が決まっている」といった表現に言い換える。
- 無作為で選ばれたということであるが、完全な無作為であれば、確率的には男性だけや高齢者だけということもありうる。どのような無作為抽出であるか、明らかにしておいた方が間違いないのではないか。

### （事務局補足）

無作為抽出を行うにあたり、完全な無作為抽出では抽出数が少ないと偏りが生じてしまうこともありうる。そこで、偏りを避けるため年代別、性別、地域別といった条件で、人口比に即した母集団をつくり、そこから無作為で抽出するものであり、層化抽出法と呼ばれる抽出方法である。この方法は市では事業仕分けでも実施しており、この抽出した人に招待状を送り、参加を希望した市民を公募委員とすることが望ましいと考える。

今後の課題ではあるが、抽出条件を加え条件を細分化すれば、より人口比率と近似した集団ができるが、白井市の場合は、全体数が6万人しかいないので、条件を細かくすると、該当する人が一桁になることになることもありうるので、どの程度の条件とするかは今後検討が必要である。

- 市民参加の方法として、インターネットに情報を掲載し、それに回答をもらうといった形式は出来ないのか。

### （事務局補足）

単純に意見を求める分にはよい手法だと思う。

だが、インターネット上だと他の意見に触発されて意見が出ることが少なく、単なる市民と市の意見の言い合いになり、掛け算の意見とならないことから積み上げや触発がないことから、審議会などに置き換えることは難しいと思う。

また、規模や時間を区切るなどの工夫をすることで、インターネット上であっても意見交換会のような場合では、議論と言う形式が取れる可能性はある。

まず、最初は既存のサービスを活用して会議の様子を録画し、アップロードするという手法も良いかもしれない。

- インターネットやメール上ではなく、実際に会って話すことは重要だと思う。顔を合わせないと、相手への対応が徐々に雑になり、誤解を招きやすい。デリケートな議論を行うときは、インターネット上の媒体では、参加する人全員が同じ水準以上でないと誤解を招きやすいので、難しいのではないか。
- 電子会議室という意見交換の場については、藤沢市が慶応大学の協力で実施しているが、全国的な広がりには至らなかった。だが、それは技術的な問題なので、そこから改善されれば実現の可能性はある。そうなった場合、世代間のPCの能力格差が問題になると思う。

#### (事務局補足)

ネット上の参加については、電算費用をかければもちろん達成できるが、施策の優先順位と市民のニーズの問題がある。どれほどのコストをかけるのかという議論も必要である。白井市では正直なところ、ネットを活用した市民参加については、先進地のようにコストをかけられないので、新たにシステムを開発してとなると実現性が低い。既存のシステムを活用ないし、改修というのが現実的である。

- 若い世代の参加は重要である。
- 多様な意見を求めるにあたり、現実問題として多様な人々の参加が難しいのであれば、参加者は、多様な人から意見聴取をしたうえで、参加することとすれば良いのではないか。具体的には、審議会を開催するにあたり、事前に資料や宿題を委員に送付し、委員は、周りの人や地域の人々の意見を集めてもらうといった手法を取り入れれば、地域間の格差といった問題がなくなるのではないか。
- 手法としてはよいが、それを原則とした場合、取り入れた場合は委員の負担が大きくなってしまう。
- 本来、自治会など地域団体から選出されている委員には、個人の1人の意見ではなく、周りの意見も背負っていただいているという建前はある。多種多様な民意の反映といったことをどう考えるか。そこも審議会の役割である。
- 宿題の方法についても、改善方法の一つではあるので、原則であると難しいが、そのような方法もあるということで趣旨として加えたい。
- 女性の参加を促進する観点から、一時保育を行っていることを周知したほうがいい。→今年度の第1回会議でも説明したところなので、職員は知っているところであるが、公募の際は、その部分を周知して募集するように伝える。
- 公募はもちろん大切であるが、審議会などでは、委員に識見を持つものとして、審議する事柄の背景を知っている学者や専門家がいることで議論を深く進めることができるため、審議会からは、本来の意味での識見を持つ者である学者や専門家は外さないようにしてほしい。

## その他 来期の市民参加推進会議委員について

委員の任期は平成 26 年 6 月 30 日までであり、会長は、既に再任されて委嘱されていることから、今年度をもって任期を終える。なお、他の委員については 1 期目のため、改めて委員として参加することは可能である。

### 【主な議論】

- 会議の継続性について、来年度からは新規役員に引き継ぎとなるわけだが、その際に委員全員が一斉に変更となると不都合が生じると思う。その部分についてどうするのか
- 新たに公募により選出された委員は、評価が想像よりも難しいので、最初の半年ほどは手探りでの評価になってしまう恐れもあるが、次期推進会議では、当初は評価基準の見直しなどを予定しているから、そこで、慣れるまでの時間を稼ぐことができるので、新規委員は大変だろうが、それほど心配しなくても良いのではないかと。

### （事務局回答）

- 条例では、学識経験者以外は公募となっており、定数はともかく区分についての変更予定はなく、現状通り公募により募集する。
- 確かに、評価方法や市民参加をめぐる動向に理解のある公募委員は重要であるが、この市民参加推進会議の委員の任期は 3 年間あるので、その間に市民も一定の水準の評価ができるようになると考えていることから、変更を行わないものである。
- とはいえ、素人と熟練者の人数のバランス、男女比といった部分については、議題 2 で検討したとおり、委員を募集するにあたり考えていきたい。なお、募集は 5 月に広報しろいで行う予定。

### 【事務連絡】

- 答申の日程については、後日調整のうえ決定するが、3 月上旬の答申を予定しており、会長、副会長が代表して市長に行うこととする。

[第 6 回会議終了 16 時 55 分]